

第5号議案

2020 連合島根春季生活闘争まとめ（案）

はじめに

2020 春季生活闘争は、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するためにも、分配構造の転換に取り組む闘争であるが、本年は、連合結成以来、経験したことの無い交渉環境下の中で行われた。

引き出された回答は、組合要求との隔たりはあるものの、概ねここ数年の賃上げの流れを引き継いだものであり、現下の厳しい状況の中、組合員の努力と日本経済に対する労使の責任と期待に応えるべく、ぎりぎりまで協議・交渉を追い上げた結果であると受け止める。一方で、4月以降本格化した中小組合の交渉には、政府による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発出により、交渉環境を維持することが難しい状況も少なからず見受けられた。

連合島根は、連合本部の闘争方針に則り「連合島根第58回地方委員会」にて方針を確定し春季生活闘争に臨んできた。従来の賃上げ交渉に加え、同一労働・同一賃金に関する取り組み、長時間労働の是正に向けた取り組みなどについて論議が行われるよう交渉促進に向けてのアナウンス、情報公開に努めてきた。本部で確認された「2020 春季生活闘争まとめ」を基本に内容を精査し、評価と今後に向けた課題を以下のとおり整理し、2021 春季生活闘争の方針議論へつなげていく。

I. 2020 連合島根春季生活闘争方針

1. 「賃上げ」をはじめとする「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み

(1) 連合島根の賃金の維持・復元の取り組み

すべての組合は、月例賃金にこだわる闘いを進めることとし、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保したうえで、「底上げ」「底支え」「格差是正」分として2%（合計4%）程度を賃上げ要求水準とする。

連合島根の賃上げ要求基準の基礎データとして、これまで各構成組織・単組の協力を得て、毎年賃金実態調査を行い、県内民間企業の賃金について調査してきた。本年度も、9月の賃金調査データを、連合本部の関係分析機関（電機連合・労働調査協議会）に依頼し分析を行った。2019連合島根賃金実態調査結果（2019年9月度支給賃金調査）では、単組より、7,136人のデータを集約することができ、今回の賃金実態調査結果を基に、連合島根として以下の賃金要求基準を示す。

- 1) 賃金カーブの算定が可能な組合は、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保した上で、「底上げ」「底支え」「格差是正」分として2%程度を要求することとする。
- 2) 賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。賃金カーブの算定が困難な組合に対して、連合島根の賃金実態調査結果から求めた次の金額を示す。

【平均賃上げ要求基準】

定昇・賃金カーブ維持相当分【4,100】円を目安として確保し、「生産性向上」「底上げ」「底支え」「格差是正」分などを、賃上げ（2%≒【5,200】円）として求める。（合計【9,300】円以上を目安とする）

- 3) 「復元・賃金改善分」は、月例賃金の引き上げ（ベースアップ）を基本とし、

具体的要求は、各組合の判断とする。

4) 連合島根地域ミニマム賃金は実態調査に基づき以下のとおり設定する。

| 連合島根地域ミニマム賃金設定額（賃金実態に基づき設定） | |
|-----------------------------|------------|
| 25歳 | 【168,000】円 |
| 30歳 | 【180,000】円 |
| 35歳 | 【184,000】円 |
| 40歳 | 【200,000】円 |

[2019年9月賃金実態調査結果]

| | 2019年度 | 2018年度 | 2017年度 | 2016年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 調査対象人員 | 7,136人 | 6,594人 | 8,252人 | 7,324人 |
| 平均年齢 | 39.4歳 | 39.2歳 | 39.6歳 | 39.7歳 |
| 平均勤続 | 15.0年 | 15.7年 | 15.9年 | 16.2年 |
| 平均賃金 | 251,058円 | 256,669円 | 254,723円 | 254,016円 |

(2) 企業内最低賃金の取り組みの一層の強化

- 1) 全労働者の処遇改善のために、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げをはかることが必要である。このため、未締結組合は協定化の要求を行いすべての組合で協定化をはかる。こうした取り組みの強化で法定最低賃金へ連動させていく。
- 2) 企業内最低賃金は、本部方針に基づき最低到達水準を時給1,100円以上を目標に取り組む。また、産業に相応しい水準で協定し、その協定を特定（産業別）最低賃金の水準引き上げに結びつけていく必要があることから、関連業種の各組合においては現行の特定（産業別）最低賃金との相関関係に留意することとする。

(3) 18歳高卒初任給の参考目標値

160,400円（平成30年度島根県賃金構造基本統計による金額）

平成29年度比プラス3,000円

産別方針をふまえ、各組合は初任給の決定に対して積極的に関与していく。

(4) 生活防衛の観点からの一時金水準の確保・向上

一時金の水準は回復が伝えられているが、産業・単組別で見ればバラツキは大きく、生活防衛の面からみて問題を抱えているところも多い。基本的には、生活の基礎である月例賃金の維持・改善を最優先とした闘争を展開していく。

2. 長時間労働の是正など「働き方」を見直す取り組み

島根においては、労働者1人平均の年間総実働労働時間は1,870時間と前年から27時間増加し、全国平均の1,781時間を89時間上回っており、過去15年連続して全国平均を上回る状況となっている。また年次有給休暇の取得状況は、平均取得日数8.1日で、全国平均取得日数9.0日を下回る状況となっている。

全ての労働者の立場にたった「働き方」の見直しに基づいた各構成組織での取り組みを基盤に、長時間労働の是正等に向けて【職場での運動】に加えて、世論喚起等【社会への運動】に以下のとおり取り組む。

- (1) 長時間労働の是正に向けた各労働組合の取り組みの地域への発信
中小共闘センターで蓄積している各組合集計の時間外労働のデータを有効に活用するとともに、春闘の賃上げ集計（報告）に併せて各組合の「時短」の取り組みの詳細な把握に努め、好事例については各種媒体を通じて地域への発信を進める。
- (2) 「働き方改革」の推進に向けた世論喚起の取り組み
2017年11月10日に経済団体・教育機関・金融機関・行政・労働団体（連合島根）の13団体で締結した「しまね働き方改革宣言」を職場・地域に広く周知を図り、県内における長時間労働是正等の機運を高めるため、各構成組織・単組・支部の職場への宣言文掲出の取り組みを進める。

しまね働き方改革宣言（抜粋）

- 宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！
宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！
宣言3 みんな元気に生涯現役！
宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！
宣言5 職場に実情を語り合う場をつくろう！

- (3) 公正取引の実現および商取引慣行の見直し
中小企業の賃上げ原資確保および長労働時間是正には取引の適正化の推進が不可欠であり、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」をテーマに県内においても取り組みを進める。連合島根としては、経営団体（経営者協会・中小企業家同友会）との意見交換、島根労働局および島根県への要請行動を配置し、地域社会全体に訴えていく取り組みを進める。

3. 運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

「2020年度 重点政策実現の取り組み」を春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに運動の両輪として引き続き推し進める。

「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策課題について、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。

- (1) 企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
(2) 税による所得再分配機能の強化に向けた取り組み
(3) すべての人が安心して働き暮らせるよう、社会保障制度の充実・確保に向けた取り組み（年金、医療・介護、子ども・子育て支援など）
(4) 労働者保護のための消滅時効改正に向けた取り組み
(5) 意欲ある高齢者が安心して働くことのできる環境整備に向けた取り組み
(6) 改正法の施行を見据えた女性活躍推進とハラスメント対策のさらなる取り組み
(7) 教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み
(8) 2019年12月に島根県知事に提出した2020～2021連合島根「政策・制度要求と提言」に対する知事との政策懇談会の実施と、回答に対する今後の対応について政策制度委員会を中心に検討していく。

4. 春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み

組織化は労使交渉の大前提であり、2020 春季生活闘争がめざすすべての働く者の「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現には不可欠である。組織拡大が交渉力の強化につながることを十分に認識するとともに、春季生活闘争での成果獲得が組織化への求心力となるよう相乗効果を強く意識して進める。

- (1) 構成組織は、雇用形態にかかわらず同じ職場で働く仲間の組織化と処遇改善の促進をめざして、「職場から始めよう運動」をより強化し、同じ職場で働く仲間の組織化に積極的に取り組むよう加盟組合を指導する。
- (2) 構成組織は、未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを組織化のターゲットに定め、加盟組合とともに組合づくりを前進させるとともに、同じ産業で働く未組織労働者の組織化に取り組む。
- (3) 上記で掲げた組織化は通年の活動であるが、「1000 万連合」における各組織が掲げた目標を達成にむけて、特に 2020 春季生活闘争の前段を強く意識し、取り組みを強化する。

II. 2020 春季生活闘争における取り組み経過

◇連合本部

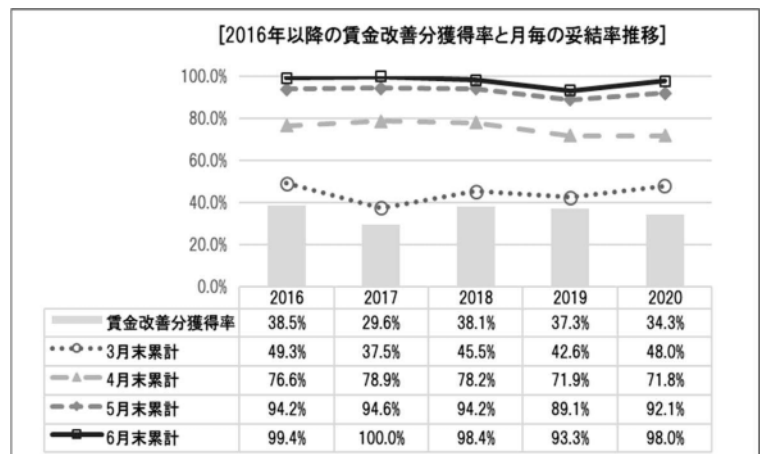
1. 闘争体制の確立と交渉の経過

(1) 要求・妥結状況

第7回（最終）回答集計（7月2日）時点で、要求を提出した組合は6,742組合、うち月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した組合は5,376組合（昨年同時期比164組合減）となった。

妥結済組合は4,773組合（同312組合減）で、うち賃金改善分を獲得した組合は1,636組合（同260組合減）、賃金改善獲得率は34.3%（同3ポイント減）となった。

妥結済組合の妥結進捗を2016年から月毎に比較してみると、3月末までは、ヤマ場の日程を一週間前倒し、かつゾーン設定したこともあり、2016年に次いで高い48.0%だった。一方、4月中の妥結率は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出により交渉体制を維持することが難しくなったことが影響し一番低い妥結率となったが、5月中に挽回する結果となった。



(2) 闘争体制の確立と交渉経過

1) 要求書提出～3月末まで

経営側は、「経済の自律的成長」達成や将来不安の払拭などの社会的な要請や期待、組合側が要求に込めた思いなどについては一定程度の理解を示したものの、グローバル経済の動向や事業の先行き不透明感、新型コロナウイルス感染症の影響などのリスク要因による不確実性、中長期的なコスト負担の影響などを理由に、賃上げに対しては、極めて慎重な判断が必要との態度を示した。一方で、現下の状況を

背景に従業員のモチベーション向上に向けて、前向きな回答を模索している企業も見られた。

連合本部・地方連合会は共闘体制を確立し、各種機関会議において交渉状況を共有するとともに、回答引き出しにむけては、「今次闘争に臨む基本的な態度」（第4回中央闘争委員会確認事項／2020.3.5）を確認した上で、連合・構成組織・組合・地方連合会が一層の連携を強め、要求趣旨に沿った回答を引き出すべく、粘り強く交渉を展開した。

「今次闘争に臨む基本的な態度」

- ・現下の社会・経済の厳しい状況は認識しつつも、日本経済の自律的成長に向けて中長期的に取り組んできた流れを止めてはならない。むしろ、こうした状況だからこそ、賃上げの流れを強める取り組みが極めて重要であり、春季生活闘争をはじめとする労使の営みの重要性が増している。
- ・すべての働く者の将来不安の払拭に向けて、今次闘争において最大限の成果を見出していくことが組織労働者の責務である。
- ・連合・構成組織・組合・地方連合会は、今次闘争に取り組むすべての組合の交渉環境を確保するため、連携を一層強化する。

2) 4月以降

4月7日に政府が「新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言」を発出したことを受け、4月8日に臨時中央闘争委員会を開催し「今後の進め方について」を確認し、それ以降の中央闘争委員会においても、交渉状況を踏まえた上で進め方を確認した。

「今後の進め方について」

- 1) 連合としての闘争体制は、集計業務含め維持する。
- 2) 構成組織においては、次の観点を基本に加盟組合への指導体制を維持・強化する。
 - ①労使交渉においては、労使双方の健康・安全に最大限配慮するよう指導する。
 - ②業種・業態・地域による交渉環境の違いなども踏まえつつ、個別労使の信頼関係にもとづいた交渉の継続・回答引き出しについての指導を強化する。
 - ③先行して回答を引き出した組合は、「サプライチェーン全体を維持・確保」していく観点から、グループや関係する企業の交渉環境が担保されるよう、経営者に対して最大限の配慮を求める。
- 3) 連合本部・地方連合会は、交渉・回答状況の共有と、適宜、必要な政策要請等を行う。

(3) 社会対話と情報発信の強化

経営者団体との意見交換や関係省庁への要請行動、すべての働く者の春季生活闘争とするための「連合アクション～みんなの春闘～」、全国一斉集中労働相談ホットラインなど各種諸行動等を展開し、社会対話と世論喚起の強化に努めた。

賃金相場の波及につながる各種情報を適宜公表するとともに、ヤマ場の回答引き出しにむけては、中央闘争委員長のコメントやアピールを切れ目なく発信するとともに、

要求・回答に関する記者会見では、部門別共闘連絡会議代表者との合同記者会見を開催するなど、部門ごとの交渉環境の醸成と社会的波及効果の強化に努めた。

なお、3月以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大規模集会や記者会見等の開催形態をWEB集会やWEB記者会見に切り替えて実施した。

(4) 政策・制度実現の取り組み

第201通常国会(1月20日召集)では、最重点法案と定めた「2020年度予算案」「税制改革関連法案」「年金制度等改正法案」「労働基準法の一部を改正する法律案」「雇用保険等改正法案」の5本を中心に、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応など進めてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大後は、感染症対策に関する政策提言、補正予算への対応などを政府・関係省庁・政党に対し、精力的に行ってきた。中でも、3月上旬には、緊急経済対策第2弾策定にむけて、経済産業省・中小企業庁に対し『新型コロナウイルス感染症対策』等におけるサプライチェーン全体の維持・確保に向けた要請を実施した。取り組み結果や課題などは後日整理し、「2020年度重点政策実現の取り組みのまとめ(案)」として報告する。

(5) 春季生活闘争における組織拡大の取り組み

2020年の連合登録人員は、7年連続で増加して7,025,458人となり、2018年から実数値で700万人台を維持している。連合登録人員が増加したのは、構成組織・地方連合会が、「組織拡大を春季生活闘争の交渉力強化につなげる」「春季生活闘争で獲得した成果を組織化の求心力につなげる」この相乗効果を強めることが重要であることを意識し取り組んだ成果である。

連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現、とりわけ「集团的労使関係の力で一人ひとりをまもる」ためには、組織拡大・組織強化の取り組みを一層強めていかなければならない。連合本部・構成組織・地方連合会が目標を共有し、さらなる組織拡大に取り組んでいく。

2. 具体的な要求項目にかかわる現時点までの回答引き出し状況(7月2日時点)

(1) 賃上げ

① 平均賃金方式

平均賃金方式で要求・交渉を行った組合のうち4,807組合(昨年同時期比598組合減)が回答を引き出し、その加重平均は5,506円・1.90%(同491円減・0.17ポイント減)となった。規模別に比較すると、組合員1,000人以上の組合の昨年同時期比613円減・0.20ポイント減に対し、100人未満は同223円減・0.11ポイント減となり、規模が小さいほど減額・率の幅が小さかった。

賃上げ分が明確に分かる1,958組合の賃上げ分の加重平均は1,470円・0.50%となった(同90円減・0.06ポイント減)。



300 人未満の中小組合で賃上げ分が明確に分かる 1,213 組合の賃上げ分は、1,426 円・0.58%となった。

これまで、全体の賃上げ率は集計を重ねるごとに徐々に下がっていく傾向があったが、第7回（最終）回答集計結果が第1回回答集計結果（1.91%）とほぼ同等であること、賃上げ分が明確に分かる300人未満の組合の額・率が全体を上回っていること等から、「大手追従・準拠」から「自らの賃金水準」を意識した取り組みへの転換が前進しているものと受け止める。

②個別賃金方式

個別賃金方式で要求・交渉を行った組合のうち、A方式¹35歳の引上げ額・率は、1,224円・0.45%（同584円減・0.21ポイント減）、同30歳は1,288円・0.54%（同368円減・0.15ポイント減）、B方式²は35歳が6,350円・2.41%（同570円減・0.23ポイント減）、同30歳が7,225円・3.14%（同694円減・0.35ポイント減）と、すべてにおいて昨年同時期を下回った。

今年から新たに集計に加えたC方式³では、35歳の引き上げ後水準が283,713円となった。

③賃金の絶対額にこだわった要求

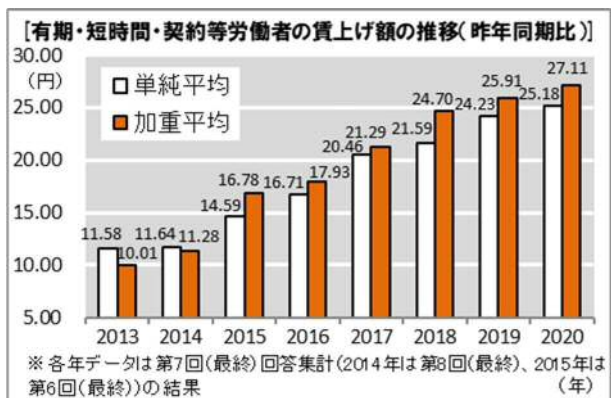
月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した5,376組合のうち、「賃金水準の追求」にこだわって要求した組合は3,271組合だった。今次闘争から新たに目標賃金水準を設定した構成組織があった。また組合としては、自身の賃金水準と構成組織の方針（目標水準、到達水準、年齢別ミニマム水準等）を比較してめざすべき水準を確認したうえで賃金を引き上げる取り組みや、はじめて賃金制度の整備を要求した取り組みなどがあった。

④有期・短時間・契約等労働者の賃金引き上げ

有期・短時間・契約等労働者の賃上げの回答水準は、時給では加重平均27.11円（同1.20円増）、単純平均25.18円（同0.95円増）と、いずれも昨年同時期を上回った。昨年同時期を上回るのは、2014年以降7年連続である。平均時給は、加重平均1,027.21円、単純平均で1,029.84円となった。

月給は、加重平均6,312円・3.02%

（同2,274円増・1.06ポイント増）、単純平均4,128円・2.02%（同420円増・0.21ポイント増）となっており、いずれも昨年同時期を上回った。参考値ではあるものの、賃上げ率は平均賃金方式の賃上げ率をも上回った。



¹ A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

² B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくら引き上げるかを交渉する方式。

³ C方式：個別銘柄で、引上げ後の水準をいくらにするかを要求する方式

⑤企業内最低賃金

企業内最低賃金協定の要求・交渉を行った組合は、延べ1,995組合（闘争前協定あり1,882組合・なし73組合）となった。

このうち、闘争前に協約があり、基幹的労働者の定義を定めている組合の基幹的労働者の企業内最低賃金は、平均で、月額163,480円／時間額1,013円、基幹的労働者の定義を定めていない場合では、月額162,373円／時間額942円となった。

⑥初任給

初任給の要求・交渉を行った組合のうち、高卒／生産技能職の改定額・率は2,130円・1.30%（同318円増・0.18ポイント増）、高卒／事務技術職の改定額・率は2,233円・1.34%（同86円増・0.03ポイント増）、大卒／事務技術職の改定額・率は1,956円・0.96%（同12円増・0.01ポイント減）となった。

⑦夏季一時金

組合員一人あたり平均（加重平均）で、年間月数で4.79ヶ月（同0.07月減）、年間金額で153万3,681円（同1,698円増）となった。

(2)「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し／ワークルールの取り組み／ジェンダー平等・多様性の推進

①長時間労働の是正

「長時間労働の是正」に関する要求はのべ8,244件となり、うち3,006件で回答が引き出された。「36協定の点検や見直し」「年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み」「事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み」などを中心に、多くの回答が引き出された。

(単位：件数)

| 要求事項 | 2020.7.6公表 | | 2019.7.5公表 | |
|--|------------|-------|------------|-------|
| | 要求・取組 | 回答・妥結 | 要求・取組 | 回答・妥結 |
| 36協定の点検や見直し | 1,373 | 611 | 1,547 | 579 |
| 年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み | 2,039 | 1,063 | 1,761 | 802 |
| インターバル規制の導入、および導入済制度の向上にむけた取り組み | 624 | 166 | 696 | 204 |
| 事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み | 1,022 | 457 | 941 | 374 |

②有期・短時間・契約等で働く労働者の雇用安定や処遇改善の取り組み

および高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備の取り組み

「有期・短時間・契約等で働く労働者の雇用安定や処遇改善の取り組み」および「高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備の取り組み」に関する要求はのべ6,923件、回答はのべ2,540件となった。同一労働・同一賃金に関する法改正をうけて、一時金や福利厚生等の取り組み等について、昨年とほぼ同等の要求・回答状況となった。また、高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備にむけて、「60歳以降の処遇のあり方への対応」に1,500を超える組合が取り組み、610組合が回答を引き出した。

(単位：件数)

| 要求事項 | 2020.7.6公表 | | 2019.7.5公表 | |
|---|------------|-------|------------|-------|
| | 要求・取組 | 回答・妥結 | 要求・取組 | 回答・妥結 |
| 正社員への転換ルールの整備と運用状況点検 | 816 | 288 | 870 | 355 |
| 一時金支給の取り組み | 863 | 300 | 840 | 273 |
| 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み(点検、分析・検討、是正等の取り組み) | 645 | 182 | 743 | 304 |
| 育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み | 395 | 55 | 433 | 86 |
| 60歳以降の処遇のあり方への対応 | 1,556 | 610 | - | - |

③ジェンダー平等・多様性の推進

「ジェンダー平等・多様性の推進」に関する要求はのべ3,630件となり、うち1,709件で回答が引き出された。「男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み」や「男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み」については、ほぼ昨年同等の取り組み件数となっている。また、「あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み(セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、パワハラ、ジェンダー等、同性間も含む)」が昨年を上回る取り組みとなっており、「職場実態の把握と事業主が講ずべき措置も含めたハラスメント対策についての労使協議」と合わせ、職場においてハラスメント防止に向けた話合いが進められた。

(単位：件数)

| 要求事項 | 2020.7.6公表 | | 2019.7.5公表 | |
|---|------------|-------|------------|-------|
| | 要求・取組 | 回答・妥結 | 要求・取組 | 回答・妥結 |
| 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み | 503 | 37 | 587 | 108 |
| 男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み | 456 | 201 | 408 | 163 |
| 職場実態の把握と事業主が講ずべき措置も含めたハラスメント対策についての労使協議 | 183 | 105 | 339 | 236 |
| あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み(セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、パワハラ、ジェンダー等、同性間も含む) | 305 | 89 | 66 | 7 |
| 育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み | 902 | 383 | 835 | 422 |
| 男性の育児休業取得促進にむけた取り組み | 125 | 34 | 340 | 230 |

◇連合島根

2020春闘の賃上げ状況は、加重平均で、要求組合数98組合、要求額7,507円と要求は昨年を750円上回った。加重平均による妥結状況は、妥結組合数87組合、妥結額は4,570円であり昨年を237円上回った。

1. 連合島根の要求と妥結状況表

○加重平均(組合員一人あたりの賃上げ額)

2020

| 全体 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | |
|-----------|-----|-------|------|-----|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 |
| 127 | 98 | 7,507 | 2.96 | 87 | 4,570 | 1.75 |

2019

| 全体 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | |
|-----------|-----|-------|------|-----|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 |
| 130 | 109 | 6,757 | 2.55 | 101 | 4,333 | 1.77 |

前年対比 ▲11 △750 △0.41 ▲14 △237 ▲0.02

○単純平均(一組合あたりの賃上げ額)

2020

| 全体 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | |
|-----------|-----|-------|------|-----|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 |
| 127 | 98 | 6,828 | 2.73 | 87 | 3,551 | 1.83 |

2019

| 全体 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | |
|-----------|-----|-------|------|-----|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 |
| 130 | 109 | 6,648 | 2.93 | 101 | 3,359 | 1.74 |

前年対比 ▲11 △180 ▲0.20 ▲14 △192 △0.09

2. 地場組合における要求と妥結状況表

○加重平均(組合員一人あたりの賃上げ額)

| 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | | 昨年実績 | |
|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| 86 | 66 | 7,746 | 3.26 | 58 | 4,367 | 1.74 | 4,070 | 1.88 |

○単純平均(一組合あたりの賃上げ額)

| 組合数 | 要 求 | | | 妥 結 | | | 昨年実績 | |
|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| 86 | 66 | 7,162 | 3.06 | 58 | 3,800 | 1.87 | 3,356 | 1.80 |

Ⅲ. 2020 春季生活闘争に対する受け止め

◇連合本部

- 交渉環境はまだら模様であったが、賃上げの流れは継続。特に、中小組合や有期・短時間・契約等労働者の賃上げが健闘を見せており、賃金水準を意識した取り組みと格差是正の動きが前進。

今次闘争の交渉環境は、闘争方針策定時点から産業・業種・業態によって異なっており、これにコロナ禍の影響も加わって、まさにまだら模様であった。賃上げの全体基調は、米中貿易摩擦によるグローバル経済低迷の影響を受けた輸出産業を中心に昨年を下回る結果となったものの、国内向け産業では昨年以上回る結果を引き出した産業・業種もあった。

また、こうした交渉環境下にあっても、中小組合や有期・短時間・契約等労働者の賃上げが健闘を見せている。このことは、賃金水準を意識した構成組織方針、

深刻な人手不足、同一労働同一賃金に関する法改正、取引適正化に向けた環境整備の動きなどを背景に、「大手追従・準拠」から人財の確保・定着にむけて「自社の賃金水準」を意識した取り組みと格差是正の動きが前進したものと受け止める。

2. 「すべての労働者の立場にたった働き方の見直し」は、労働時間や労働諸条件だけでなく、多様な雇用形態や働き方に応じた職場環境の改善も前進。

長時間労働是正や同一労働同一賃金に関する法改正への対応など法令遵守はもとより、高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備や障がい者雇用の促進、職場におけるハラスメント対策、テレワークの導入などに前進が見られた。誰もが安心して働き、自らの能力が発揮できる職場環境整備に向けた労使の取り組みがさらに広がっているものと受け止める。

3. 開かれた春季生活闘争にむけた新たな取り組みに着手

春季生活闘争のメカニズムを広く社会に届けるため、有期・短時間・契約・派遣等で働く仲間、いわゆる”ギグワーカー”、障がい者、外国人労働者、これから社会に出て働く学生など多様な方々とともに集会を行うなど、新たな取り組みにも着手した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大規模集会や街宣行動を中止し、緊急的にデジタル集会や動画配信などに切り替えて対応した。

次年度以降に向けては、引き続き、従来型に捉われない意志結集の場や多くの働く仲間との世論喚起のあり方について検討を深めていく必要がある。

◇連合島根

1. 要求と交渉

連合本部・連合島根や各構成組織の要求方針に則り、県内での要求水準の決定を図った。前年度に引き続き大手準拠や追従の流れからの離別を強く意識し、すべての組合は月例賃金にこだわった闘いを推進した。各構成組織の要求書提出については、徐々に早い時期に実施がされる傾向が定着化してきた。このことにより、他の回答を期待する事とは別に、組織内において主体性が増した緊張感ある労使協議が進行しているものと考えられる。働き方改革においても、2020年4月より施行の内容に沿って職場課題に照らした議論や生産性向上についての議論が深まったものと推察する。

要求水準は、単純平均・加重平均・地場組合とどの切り口においても2019春闘を上回った。このことは、賃金上昇は後継者不足や働き手の確保といった人材不足も含めて必要と認識しつつ、中央との景気格差への認識から7年連続のベア要求を含む要求水準となったものと考えられる。

2. 妥結結果

多くの組合は、近年5月末時点での決着がはかれており、速やかな報告を求めると共に連合として春闘速報を通じた情報公開に努めてきた。妥結水準は、要求水準と等しく加重平均・単純平均・地場組合ともに2019春闘を上回る結果となった。このことは、大手準拠からの離別を意識した中小組合の踏ん張りは継続されており今後の運動継続が期待できるものとする。特に、「サービス業」「建設・資材」において昨年を大幅に上回る妥結額となったことから全体の水準が引き上げられた。7年連続のベア要求となり、着実に月例賃金の引き上げにつながった。

また、新型コロナウイルス感染症が今春闘に与えた影響が大きく出ることにはなかった。労使間では、喫緊の課題である働き方改革、人材確保についても議論が加速され、職場環境の改善と、基幹人財の採用と育成にあたって新卒者の確保策などの交渉が展開された。社内最低賃金の引き上げや、新卒者初任給についても向上してきている。

春闘方式の特徴である①雇用の維持・拡大、②労使の協力・協議、③成果の公正分配をベースとした「生産性三原則」の考え方に沿って企業別組合などによる要求～交渉・協議を集中化させることで、社会・経済、産業や職場の課題を共有し、賃上げをはじめとする労働条件の改善を進めることに意義があった。非正規労働者が増大し市場メカニズムで賃金決定される傾向が強まってきた今日、交渉結果は、個別企業組合員に留まらず、すべての従業員、すべての働く者、中小零細企業、法定最低賃金、公務員賃金へと波及をする社会的労働条件決定のメカニズムであることや「賃金は上がるもの」との認識をもち闘争を行ってきた。

今年度の闘争においても、連合島根は各種データや情報の開示に努め、中小共闘に注力した闘争を展開した。闘争期間において、交渉・妥結状況について毎月の執行委員会での確認や、春闘速報を広く公開する「2020 春季生活闘争 F A X 速報」を発信するなどの具体的で連動性のある対応を行った。

最低賃金の取り組みについては、地方最低賃金審議に対し、中央最低賃金審議会は、「引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」と示され、2009 年以來 11 年ぶりに引き上げ額の目安が示されなかった。このような状況において島根地方最低賃金審議会は、「2 円」の引き上げ、時間額 7 9 2 円とすることで結審した。昨年に引き続き早期の決着と 10 月 1 日発効・全会一致の決着、現行水準を維持することが適当と示された中においての有額での結審は、後に続く全国の審議会に大きな影響を与えたものと総括する。

来年度の審議は、各企業とも軒並み業績が下降していることから、今年度以上に厳しいものになると想定される。新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況ではあるが、地域間格差縮小や労働者全体の底上げ、処遇の改善を念頭に取り組んでいく。

産業別最低賃金は、百貨店総合スーパーについて必要性審議の要件を満たさないことから審議は見送ったが、他の 5 業種においては地域別最低賃金の引き上げ額 2 円を上回る「3～8 円」で全会一致の結審をした。地賃の引き上げ額を上回る引き上げ額により、地賃に対する優位性が確保できたものとする。一方で、労使間協定における社内最低賃金が産別最低賃金と切迫しており引き上げ額に限度があるケースが今年度も発生した。連合島根としては、産別最低賃金対策委員会や産別組合とさらに課題共有しながら来年度審議に向けての対応をしていく。今後も基幹産業である産業別最賃の意義と存在感をきちんと評価できる結果を目指して引き続き取り組んでいく。

連合島根は、東京一極集中に歯止めがかからない中、生産年齢人口の減少と労働市場、また低廉な賃金で働く労働者の増大を食い止めつつ、島根県の産業の発展をしていくために更に知恵を絞らなければならない。連合本部とも連携し、労働条件の向上につなげていく。連合島根は、すべての働くものの安心・安定した労働条件の確立に向け、今後も継続した運動を展開していく。

IV. 今後にむけた対応

新型コロナウイルス感染症は依然収束の兆しを見せておらず、現時点においても、社会・経済、そして労働者の働き方にも変革をもたらし続けており、特に、空間に捉われない働き方と加速化するデジタル社会への対応を迫られている。

今後は、そもそも日本が抱える超少子高齢化・生産年齢人口の減少という構造課題に加え、「with/after コロナ」を展望し、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の再構築を模索していくこととなるが、その過程においても、生産性三原則の実践、経済の自律的成長、格差是正、雇用・生活・将来不安の払拭、取引の適正化、ディーセント・ワークやワーク・ライフ・バランスの実現などの課題に取り組んでいくことが重要であり、その認識を改めて社会全体で確認しておく必要がある。

したがって、2021 春季生活闘争においても、経済・社会・企業情勢、労働者の賃金実態など様々な状況を総合勘案した上で、「底上げ」「底支え」「格差是正」の考え方にもとづき、月例賃金の引き上げにこだわり、分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組んでいく。

2020春季生活闘争賃上げ情報

2020年6月29日 現在
連 合 島 根

[単純平均]

| 全体組合集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|--------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 127 | 98 | 6,828 | 2.73 | 87 | 3,551 | 1.83 | 3,359 | 1.74 |

| 全体規模別 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| A (1~99) | 60 | 42 | 6,817 | 3.01 | 37 | 3,174 | 2.12 | 2,867 | 1.73 |
| B (100~299) | 27 | 23 | 6,849 | 2.68 | 21 | 4,621 | 1.61 | 3,614 | 1.82 |
| C (300以上) | 40 | 33 | 6,825 | 2.45 | 29 | 3,295 | 1.73 | 3,936 | 1.68 |

| 地場組合集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|--------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 86 | 66 | 7,162 | 3.06 | 58 | 3,800 | 1.87 | 3,356 | 1.80 |

| 地場規模別 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| A (1~99) | 59 | 41 | 6,902 | 3.07 | 36 | 3,262 | 2.12 | 2,931 | 1.73 |
| B (100~299) | 21 | 19 | 7,216 | 2.82 | 17 | 4,810 | 1.49 | 4,112 | 1.90 |
| C (300以上) | 6 | 6 | 8,685 | 3.68 | 5 | 4,437 | 1.95 | 4,270 | 1.83 |

| 業種別集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------------|-----------|-----------|----------------|-------------|-----------|--------------|----------------|--------------|-------------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| A 製造 | 48 | 38 | 6,604 | 2.92 | 33 | 3,715 | 1.75 | 3,905 | 1.90 |
| a a 鉄鋼・金属 | 12 | 11 | 6,489 | 2.99 | 11 | 3,872 | 1.68 | 4,572 | 2.42 |
| a b 一般機械 | 13 | 12 | 6,215 | 2.88 | 10 | 3,728 | 1.91 | 3,437 | 1.77 |
| a c 電気機器 | 4 | 4 | 7,325 | 2.88 | 3 | 2,433 | 1.59 | 2,200 | 1.50 |
| a d 輸送機器 | 10 | 5 | 8,475 | 3.23 | 4 | 3,058 | 1.28 | 4,603 | 2.14 |
| a e 化学・繊維 | 7 | 5 | 5,842 | 2.61 | 4 | 4,741 | 1.87 | 4,164 | 1.79 |
| a f 食品・飲料 | 2 | 1 | 6,000 | 3.40 | 1 | 4,222 | 2.43 | 1,235 | 0.62 |
| E 交通・運輸 | 22 | 18 | 8,307 | 2.65 | 18 | 2,055 | 1.35 | 2,963 | 1.39 |
| e a 鉄道・バス | 15 | 13 | | | 13 | | | | |
| e b 運輸・貨物 | 7 | 5 | | | 5 | | | | |
| F サービス・一般 | 14 | 9 | 4,520 | 2.20 | 8 | 4,339 | 3.16 | 1,993 | 1.28 |
| f a サービス業 | 11 | 9 | | | | | | | |
| f b 自動車学校 | 3 | | | | | | | | |
| G 情報・出版 | 5 | 1 | #DIV/0! | 2.00 | 1 | 2,000 | #DIV/0! | 2,333 | 1.63 |
| g a 通信 | 2 | 1 | | | | | | | |
| g b 印刷 | 3 | | | | | | | | |
| H 商業・流通 | 18 | 16 | 7,204 | 3.31 | 12 | 4,733 | 2.11 | 4,389 | 2.09 |
| J 建設・資材・林産 | 13 | 10 | 6,714 | 2.09 | 10 | 5,071 | 1.69 | 2,746 | 1.53 |
| j b 合板 | 2 | 1 | | | | | | | |
| j c 建設・資材 | 11 | 9 | | | | | | | |
| L その他 | 7 | 6 | 5,393 | 2.08 | 5 | 1,070 | 0.925 | 1,783 | 0.91 |

妥結組合のうち賃上げがある組合（ベースアップ部分）

| 組合数 | 金額 | 率 |
|-----|-------|------|
| 34 | 1,470 | 1.12 |

2020連合島根春季生活闘争賃上げ情報

2020年6月29日 現在

[加重平均]

連 合 島 根

| 全体組合集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|--------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 127 | 98 | 7,507 | 2.96 | 87 | 4,570 | 1.75 | 4,333 | 1.77 |

| 全体規模別 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------|----------|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | A (1~99) | 60 | 42 | 7,046 | 3.10 | 37 | 4,282 | 2.17 | 3,349 |
| B (100~299) | 27 | 23 | 6,983 | 2.84 | 21 | 4,309 | 1.48 | 4,143 | 1.97 |
| C (300以上) | 40 | 33 | 7,713 | 2.97 | 29 | 4,668 | 1.78 | 4,531 | 1.71 |

| 地場組合集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|--------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 86 | 66 | 7,746 | 3.26 | 58 | 4,367 | 1.74 | 4,070 | 1.88 |

| 地場規模別 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------|----------|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | A (1~99) | 59 | 41 | 7,083 | 3.12 | 36 | 4,282 | 2.17 | 3,349 |
| B (100~299) | 21 | 19 | 7,057 | 2.85 | 17 | 4,306 | 1.40 | 4,310 | 1.97 |
| C (300以上) | 6 | 6 | 9,016 | 3.76 | 5 | 4,488 | 1.98 | 4,194 | 1.82 |

| 業種別集計 | 組合数 | 要求 | | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|-------------------|-------------|-----------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 組合数 | 金額 | 率 | 組合数 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | A 金属 | 48 | 38 | 7,099 | 2.76 | 33 | 4,414 | 1.73 | 4,472 |
| a a 鉄鋼・金属 | 12 | 11 | 7,080 | 2.57 | 11 | 5,198 | 1.92 | 5,109 | 1.98 |
| a b 一般機械 | 13 | 12 | 6,375 | 2.38 | 10 | 4,947 | 1.78 | 4,562 | 1.80 |
| a c 電気機器 | 4 | 4 | 6,655 | 2.80 | 3 | 2,397 | 1.59 | 2,389 | 1.50 |
| a d 輸送機器 | 10 | 5 | 7,923 | 3.15 | 4 | 2,335 | 0.93 | 3,736 | 2.14 |
| a e 化学・繊維 | 7 | 5 | 7,652 | 3.37 | 4 | 4,571 | 1.93 | 4,313 | 1.81 |
| a f 食品・飲料 | 2 | 1 | 6,000 | 3.40 | 1 | 4,222 | 2.43 | 1,235 | 0.62 |
| E 交通・運輸 | 22 | 18 | 8,702 | 2.43 | 18 | 3,914 | 1.55 | 4,826 | 1.61 |
| F サービス・一般 | 14 | 9 | 4,054 | 2.24 | 8 | 6,068 | 3.49 | 3,515 | 1.63 |
| G 情報・出版 | 5 | 1 | | | 1 | | | 2,303 | 1.58 |
| H 商業・流通 | 18 | 16 | 8,436 | 3.50 | 12 | 5,023 | 2.05 | 4,923 | 2.15 |
| J 建設・資材・林産 | 13 | 10 | 5,723 | 1.84 | 10 | 9,396 | 1.62 | 2,544 | 0.99 |
| L その他 | 7 | 6 | 7,573 | 3.34 | 5 | 2,523 | 1.46 | 4,217 | 1.42 |



2020年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件局

03-5295-0517

| ラン ク | 都道府 県名 | 2019年度 最低賃金額 時間額 | 2020年度改定 最低賃金額 | | | 2020年度決定状況 | | | | | 指 定 発 | 発 効 日 |
|---------|-----------|------------------------|-------------------|-------|-------|-------------|----------|--------|------------|--------|-------------|-------------|
| | | | 時間額 | 引上げ額 | 率 | 専門部会 決定日 | 6条 5項 | 採 決 | 審議会 結審日 | 採 決 | | |
| A | 東京 | 1013 | 1013 | 0 | 0.00% | 8月5日 | | ◆ | 8月5日 | ▲◇ | | |
| | 神奈川 | 1011 | 1012 | 1 | 0.10% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | | 10月1日 |
| | 大阪 | 964 | 964 | 0 | 0.00% | 8月4日 | | ▲★ | 8月20日 | ▲★ | | |
| | 埼玉 | 926 | 928 | 2 | 0.22% | 8月5日 | | ○ | 8月5日 | ○ | | 10月1日 |
| | 愛知 | 926 | 927 | 1 | 0.11% | 8月4日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 千葉 | 923 | 925 | 2 | 0.22% | 8月5日 | | ○ | 8月5日 | ○ | 指 | 10月1日 |
| B | 京都 | 909 | 909 | 0 | 0.00% | 8月6日 | | ▲ | 8月7日 | ▲ | | |
| | 兵庫 | 899 | 900 | 1 | 0.11% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 静岡 | 885 | 885 | 0 | 0.00% | 8月4日 | 有 | ○ | — | — | | |
| | 三重 | 873 | 874 | 1 | 0.11% | 8月4日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 広島 | 871 | 871 | 0 | 0.00% | 8月21日 | | ▲ | 8月21日 | ▲ | | |
| | 滋賀 | 866 | 868 | 2 | 0.23% | 8月5日 | | △☆ | 8月5日 | △☆ | | 10月1日 |
| | 栃木 | 853 | 854 | 1 | 0.12% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 茨城 | 849 | 851 | 2 | 0.24% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 富山 | 848 | 849 | 1 | 0.12% | 8月4日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 長野 | 848 | 849 | 1 | 0.12% | 8月5日 | | ○ | 8月5日 | ○ | | 10月1日 |
| 山梨 | 837 | 838 | 1 | 0.12% | 8月12日 | | ○ | 8月12日 | ○ | | 10月9日 | |
| C | 北海道 | 861 | 861 | 0 | 0.00% | 8月6日 | | ▲ | 8月11日 | ▲ | | |
| | 岐阜 | 851 | 852 | 1 | 0.12% | 8月4日 | | ● | 8月4日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 福岡 | 841 | 842 | 1 | 0.12% | 8月3日 | | ● | 8月3日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 奈良 | 837 | 838 | 1 | 0.12% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 群馬 | 835 | 837 | 2 | 0.24% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | | 10月3日 |
| | 岡山 | 833 | 834 | 1 | 0.12% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | | 10月3日 |
| | 石川 | 832 | 833 | 1 | 0.12% | 8月11日 | 有 | ○ | — | — | | 10月7日 |
| | 新潟 | 830 | 831 | 1 | 0.12% | 8月4日 | 有 | ○ | — | — | | 10月1日 |
| | 和歌山 | 830 | 831 | 1 | 0.12% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 福井 | 829 | 830 | 1 | 0.12% | 8月6日 | | ▲☆ | 8月6日 | ▲☆ | | 10月2日 |
| | 山口 | 829 | 829 | 0 | 0.00% | 8月11日 | | ◆ | 8月11日 | ▲◇ | | |
| | 宮城 | 824 | 825 | 1 | 0.12% | 8月3日 | 有 | ○ | — | — | 指 | 10月1日 |
| | 香川 | 818 | 820 | 2 | 0.24% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | 指 | 10月1日 |
| | 徳島 | 793 | 796 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | □ | 8月7日 | ●□ | 指 | 10月4日 |
| D | 福島 | 798 | 800 | 2 | 0.25% | 8月5日 | | ● | 8月6日 | ● | | 10月2日 |
| | 青森 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月6日 | | ● | 8月7日 | ● | | 10月3日 |
| | 岩手 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | 指 | 10月3日 |
| | 秋田 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月5日 | 有 | ○ | — | — | 指 | 10月1日 |
| | 山形 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | | 10月3日 |
| | 鳥取 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月6日 | 有 | ○ | — | — | 指 | 10月2日 |
| | 島根 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月3日 | 有 | ○ | — | — | | 10月1日 |
| | 愛媛 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | 有 | ○ | — | — | 指 | 10月3日 |
| | 高知 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月7日 | 有 | ○ | — | — | 指 | 10月3日 |
| | 佐賀 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月6日 | | ▲ | 8月6日 | ▲ | 指 | 10月2日 |
| | 長崎 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | | 10月3日 |
| | 熊本 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月5日 | | ● | 8月5日 | ● | | 10月1日 |
| | 大分 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月5日 | | ▲ | 8月5日 | ▲ | 指 | 10月1日 |
| | 宮崎 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | 指 | 10月3日 |
| | 鹿児島 | 790 | 793 | 3 | 0.38% | 8月7日 | | ● | 8月7日 | ● | | 10月3日 |
| | 沖縄 | 790 | 792 | 2 | 0.25% | 8月7日 | | ▲ | 8月7日 | ▲ | | 10月3日 |
| | 加重平均 | 901 | | | | | | | | | | |

※ 決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対 ★:公益一部反対
 ■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席 ▽:公益一部棄権

※ 加重平均は、厚生労働省発表による

2020地賃・改定額一覧(地図)

| ランク | 中賃の目安額 | | 実際の引き上げ | | | | 改定後の地賃額 | | |
|--------|--------|------|----------|-------|----------|-------|-----------|-----------|------------|
| | 2019 | 2020 | 2019 | | 2020* | | 2018 ① | 2019 ② | 2020* ③ |
| | | | 額 ②-① | 率 | 額 ③-② | 率 | | | |
| A | 28 | — | 28 | 2.96% | 1 | 0.10% | 947 | 975 | 976 |
| B | 27 | — | 27 | 3.19% | 1 | 0.11% | 847 | 874 | 875 |
| C | 26 | — | 26 | 3.20% | 1 | 0.12% | 812 | 838 | 839 |
| D | 26 | — | 28 | 3.67% | 2 | 0.25% | 763 | 791 | 793 |
| 全国加重平均 | 27 | — | 27 | 3.09% | 1 | 0.11% | 874 | 901 | 902 |

* 2020.8.21連合試算

C: 北海道 ¥861

D: 青森 ¥793

D: 秋田 ¥792 D: 岩手 ¥793

D: 山形 ¥793 C: 宮城 ¥825

C: 石川 ¥833

B: 富山 ¥849

C: 新潟 ¥831

D: 福島 ¥800

C: 群馬 ¥837

B: 栃木 ¥854

B: 茨城 ¥851

D: 佐賀 ¥792

C: 福岡 ¥842

C: 山口 ¥829

D: 島根 ¥792

D: 鳥取 ¥792

B: 兵庫 ¥900

B: 京都 ¥909

C: 福井 ¥830

C: 岐阜 ¥852

B: 長野 ¥849

B: 山梨 ¥838

A: 埼玉 ¥928

A: 東京 ¥1013

A: 千葉 ¥925

D: 長崎 ¥793

D: 熊本 ¥793

D: 大分 ¥792

D: 宮崎 ¥793

B: 広島 ¥871

C: 岡山 ¥834

A: 大阪 ¥964

C: 奈良 ¥838

B: 三重 ¥874

A: 愛知 ¥927

B: 静岡 ¥885

A: 神奈川 ¥1012

D: 沖縄 ¥792

D: 鹿児島 ¥793

D: 愛媛 ¥793

C: 香川 ¥820

D: 高知 ¥792

C: 徳島 ¥796

C: 和歌山 ¥831

0円で結審

1円引上げで結審

2円引上げで結審

3円引上げで結審

都道府県数

7

17

14

9